

改正

平成26年 6 月16日告示第75号

令和 6 年 3 月28日告示第54号

座間市ボランティア活動補償制度実施要綱

座間市奉仕活動指導者等災害保障保険制度実施要綱（昭和61年座間市告示第32号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この告示は、ボランティア活動を行うものの事故について、座間市ボランティア活動補償制度（以下「本制度」という。）をもって補償することにより、ボランティア活動の健全な発展を図り、もって地域社会の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） ボランティア活動 日本国内で行う報酬（実費弁償程度のもを除く。）が発生しない計画的又は継続的な活動で損害保険契約（以下「保険契約」という。）で定める活動をいう。ただし、政治、営利及び宗教に係る活動は、除く。
- （2） 活動者 ボランティア活動を行うために自主的に結成された個人又は団体で、次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に在住、在勤又は在学する者
 - イ 主たる活動場所が市内であるもの
 - ウ 社会福祉法人座間市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録されているもの
- （3） 参加者 活動者が行うボランティア活動に参加する者をいう。
- （4） 災害支援活動者 保険契約で定める災害支援活動を行う活動者のうち、市が別に本制度の対象として定めた範囲内の者をいう。ただし、市外に所在地又は住所を有する個人も対象とする。

（保険契約）

第 3 条 市長は、本制度を実施するために、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結するものとする。

（対象事故）

第4条 本制度の対象となる事故は、次に掲げるものとする。

- (1) 損害賠償責任事故 ボランティア活動中、活動者及び災害支援活動者（以下「活動者等」という。）が、人の生命、身体又は財物に損害を与え、活動者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 活動者等がボランティア活動中（活動者等が、活動が行われる場所と自宅との通常の往復経路途中にある場合を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、活動者等が死亡し、又は負傷した事故をいう。

（適用除外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、本制度を適用しない。ただし、保険契約で定める災害支援活動に参加する災害支援活動者が、災害支援活動中に発生した地震、噴火、洪水、津波等の天災に随伴して生じた傷害事故については、第2号ウの規定にかかわらず、当該保険契約で定める災害支援活動の対象人数の範囲内で本制度を適用する。

- (1) 損害賠償責任事故のうち、次に掲げるもの
 - ア 活動者等の故意による事故
 - イ 戦争、変乱（テロを含む。）、暴動、労働争議等政治的社会的騒じょうによる事故
 - ウ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
 - エ 活動者等の同居の親族に対する事故
 - オ 活動者等が所有し、使用し、又は管理する車両（原動力が専ら人力である場合を除く。）若しくは動物による事故
 - カ 施設の新築、改装、修理、取壊し等の工事による事故
 - キ その他適用除外する必要があると市長が個別に判断する事故
- (2) 傷害事故のうち、次に掲げるもの
 - ア 活動者等の故意による事故
 - イ 戦争、変乱（テロを含む。）、暴動、労働争議等政治的社会的騒じょうによる事故
 - ウ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
 - エ 活動者等の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故
 - オ 活動者等の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
 - カ 山岳登はん、リュージュ、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
 - キ 活動者等が法令に定められた運転資格を持たず、又は飲酒、薬物等正常な運転ができない

おそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故

- ク 活動者等の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術を含むその他の医療措置
- ケ 原因のいかんを問わず、他覚症状のないけい部症候群（ムチウチ症）又は腰痛
- コ 内因性による事故（熱中症及びウイルス性・細菌性食中毒を除く。）
- サ 活動者等の飲酒、薬物等の使用による事故
- シ その他適用除外する必要があると市長が個別に判断する事故

（対象範囲）

第6条 損害賠償責任事故の対象となる損害の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害費、葬祭料、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代等
 - （2） 保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停費用
 - （3） 損害の防止又は軽減のため有益な措置費用
- （損害賠償責任事故のてん補限度額及び免責金額）

第7条 損害賠償責任事故のてん補限度額は、次に掲げる額を限度とする。

- （1） 他人の身体に損害を与え、活動者等が法律上の賠償責任を負った事故は、1人につき1億円、1事故につき3億円を限度とする。ただし、製造、販売、又は提供した財物が、他人に引き渡された後にその品質、取扱い等によって生じた事故及び作業が完了し、又は放棄された後に、その作業の結果によって生じた事故（以下「生産物事故」という。）については、保険契約期間内において3億円を限度とする。
 - （2） 他人の財物に損害を与え、活動者等が賠償責任を負った事故は、1事故につき300万円を限度とする。ただし、生産物事故については、保険契約期間内において300万円を限度とする。
 - （3） 他人からの預り品又は管理している物を亡失、毀損、汚損等により損害を与え、活動者等が法律上の賠償責任を負った事故は、1事故につき300万円を限度とし、保険契約期間内において1,000万円を限度とする。
- 2 前項各号に定める事故については、1事故当たり免責金額をそれぞれ5,000円とする。
- 3 食中毒事故（異物混入事故を含む。）に係る補償金額は、保険期間中に発生した事故について2回までの金額を保険契約期間内の支払限度額とする。

（傷害事故の補償の額）

第8条 傷害事故における補償の額は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 活動者等が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から180日以内に死亡したときは、

その者の法定相続人に対し、500万円を支払うものとする。

(2) 活動者等が傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し、500万円に保険契約で定める障害の区分に応じ、当該保険契約で定める割合を乗じて得た額を支払うものとする。

(3) 活動者等が傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務能力の減失をきたし、入院による治療を受けた場合には、事故の日から180日を限度として入院日数1日につき4,500円を支払い、その治療のため手術を受けた場合は、入院補償金日額に手術の種類に応じて保険契約で定める倍率を乗じた額を併せて支払うものとする。

(4) 活動者等が傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務能力の減少を生じ、通院による治療を受けた場合は、事故の日から180日までの間において90日を限度として通院日数1日につき3,000円を支払うものとする。

(事故報告)

第9条 活動者等は、ボランティア活動中に事故が発生したときは、ボランティア活動事故報告書(別記様式)により速やかに市長に報告しなければならない。

(事実関係の確認等)

第10条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、当該事故がボランティア活動中のものであるか確認しなければならない。

2 市長は、当該事故の事実関係を審査する必要があると認めたときは、座間市ボランティア活動事故判定委員会(以下「事故判定委員会」という。)に諮るものとする。

3 事故判定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(請求手続)

第11条 損害賠償責任事故に係る請求は、活動者等と被害者の間で法律上の問題が解決した後、活動者等が保険会社に請求するものとする。

2 傷害事故に係る補償金は、死亡補償にあつては死亡した活動者等の法定相続人が、市を経由し、保険会社に請求するものとする。この場合において、後遺障害補償に係る補償金の請求にあつては当該障害の症状が固定した後に、入院及び手術補償に係る補償金並びに通院補償に係る補償金の請求にあつては入院又は通院が終了した後に、それぞれ行うものとする。

3 前項の場合において、市は、請求を受けた補償金相当分を保険会社に保険金として請求し、保険会社が当該保険金を市が指定した口座に振り込んだ場合は、これをもって補償金の支払に代えることができる。

(支払方法)

第12条 保険会社は、保険金を支払うときは請求者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(市主催事業に関する特例)

第13条 市主催事業における傷害事故については、参加者も本制度の対象とする。この場合において、本制度の対象とする市主催事業については、別に定める。

(所管課)

第14条 第9条に規定する事故報告の受付等の事務は、当該活動者等に係る事務を所管する課において行う。

2 保険会社との折衝その他所管課との調整等の事務については、主管課において行う。

(実施細目)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月16日告示第75号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日告示第54号)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の第5条第2号コの規定は、令和6年4月1日以後に発生した事故について適用し、同日前に発生した事故については、なお従前の例による。

別記様式（第9条関係）
別記様式（第9条関係）

ボランティア活動事故報告書

年 月 日

（宛先）座間市長

報告者 _____

次のとおり事故が発生したので、報告します。

事 故 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
請 求 者 （加害者）	住 所 （ 所 在 地 ）	電 話 （ ）
	氏 名（フリガナ） （団体名及び代表者名）	生年月日 年 月 日（ 才）
	被 害 者 と の 関 係	
被 害 者	住 所	
	氏 名（フリガナ）	
事 故 内 容	事 故 発 生 場 所	
	事 故 状 況	
	被 害 内 容	
	市 民 活 動 の 内 容	